

【令和 3 年度第 1 回戸田市都市景観審議会】

諮問案件(2): 第 2 次戸田市景観計画に基づく景観指導指針(ガイドライン)の改定について

・対象ガイドライン(参照:【資料 2-2】)

- ・美しい都市づくりのための公共施設等デザインガイドライン(黄色)
(平成 14 年 3 月策定・平成 22 年 3 月改定)
- ・屋外広告物ガイドライン(赤色)
(平成 26 年 3 月策定)

・改定の基本事項(参照:【資料 2-2】)

- ・対象となるガイドライン策定時の考えを踏襲しつつ、「第 2 次戸田市景観計画」及び「美しい都市づくりのためのデザインガイドライン」の策定、「戸田市都市景観条例」及び「戸田市屋外広告物条例」の改正に基づき、追記・修正等するものです。

・根拠資料

- ・第 2 次戸田市景観計画(令和 2 年 7 月 1 日施行)
- ・美しい都市づくりのためのデザインガイドライン(青色)(令和 2 年 3 月策定)
- ・戸田市都市景観条例(令和 2 年 7 月 1 日改正)
- ・戸田市屋外広告物条例(令和 3 年 4 月 1 日改正)

・改定内容

美しい都市づくりのための公共施設等デザインガイドライン

- ・目的と位置づけの修正(P1)
- ・事前協議、個別相談制度の追記・修正(P2)
- ・第 2 次戸田市景観計画に基づき修正(P1.2.3.5)
- ・美しい都市づくりのためのデザインガイドラインに関する事項の追記・修正(P3.4)
- ・デザインチェックリストの年号「平成」削除(P33.34.36.38.40.42.44.46)
- ・誤記、誤植等(P3.4.23.47)

屋外広告物ガイドライン

- ・「はじめに」として目的と位置づけの追加(P1)
- ・策定の主旨の修正(P2)
- ・戸田市屋外広告物条例のしおり、景観づくり推進地区に関する事項の追記(P4.5)
- ・第 2 次戸田市景観計画に基づき修正(P2.4.6)
- ・美しい都市づくりのためのデザインガイドラインに関する事項の追記・修正(P20.23.25)
- ・戸田市屋外広告物条例の改正に関する事項等の追記(P2.4.16.28.29)
(安全点検、公共デジタルサイネージ、エリアマネジメント活動に関する内容)

具体的な追記・修正等の内容については、ガイドライン改定案【資料 2-3, 2-5】を参照。